

熊谷市早期不妊検査費等助成事業の御案内

令和7年度版



◎令和7年4月1日以降に終了した夫婦で受けた不妊検査及び不育症検査の費用の一部を助成します。

対象検査	助成内容	対象年齢	助成額・回数
不妊検査	夫婦そろっての不妊検査を助成	妻の年齢43歳未満	3万円まで（千円未満切り捨て） 夫婦につき1回限り助成
不育症検査	夫婦そろって又は妻のみが受けた不育症検査を助成	妻の年齢43歳未満	3万円まで（千円未満切り捨て） 夫婦につき1回限り助成

1 対象となる検査

医師が、不妊症又は不育症の診断のために行う一連の検査が対象です。

- ① 夫婦（※）が共に受けた不妊検査若しくは不育症検査又は妻のみが受けた不育症検査で、検査期間が1年以内であること。
 - ② 泌尿器科の医師が実施した検査も含まれます。
 - ③ 医療保険適用・適用外は問いません。
 - ④ 特定不妊治療の一環の検査は、対象外です。
- ※事実婚の方が受けた検査も対象となります。

2 助成金の申請

「熊谷市早期不妊検査費等助成金支給申請書」に次に掲げる書類を添えて、申請窓口（下記に記載）へ申請してください。郵送による申請は受け付けておりません。

- ① 「戸籍全部事項証明（戸籍謄本）」（婚姻が確認できるもの）
- ② 申請者の「住民票の写し」又はそのコピー（本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので、発行から3か月以内に限る。）。ただし、熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- ③ 不妊検査実施証明書（様式第2号）又は不育症検査実施証明書（様式第2号の2）
- ④ 事実婚関係に関する届出書（事実婚の夫婦のうち住民登録上同一世帯でない場合のみ）
- ⑤ 検査費の領収書（原本）

※領収書は原本提出が必須になりますので紛失した場合、医療機関で再発行もしくは支払証明書を発行してもらってください。

- ⑥ 熊谷市早期不妊検査費等助成金請求書
- ⑦ 振込先口座番号のわかるもの
- ⑧ 朱肉を使用する印鑑

※③実施証明書は、夫婦で異なる医療機関で検査をした場合それぞれの医療機関で作成していただく必要があります。

【申請窓口】 受付時間 平日 8:30~17:15
熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601
（熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階）
熊谷市 市民部 母子健康センター ☎ 048-525-2722
（熊谷市大原1-5-36）

3 対象者

次の①～③の要件の全てに該当する方が対象です。

- ① 夫婦（※）の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。
- ② 検査を開始する日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ③ 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

※事実婚も対象となります。

4 助成の内容

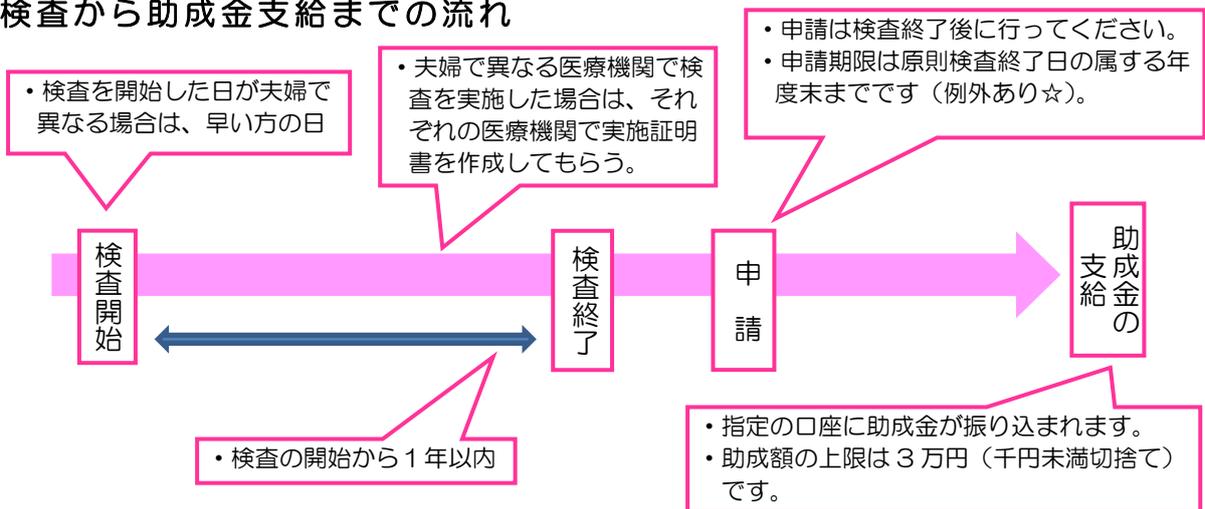
不妊検査又は不育症検査に係る費用の自己負担額に対して、夫婦一組につき3万円（千円未満切捨て）を上限にそれぞれの検査ごとに1回限り助成します。

5 申請期限

検査が終了した日の属する年度末（令和8年3月31日）までに申請してください。

☆1月1日から3月31日までの期間に検査を終了した場合に限り、6月30日まで申請を受け付けます。

◎検査から助成金支給までの流れ



《参考：不妊検査の例》

- ・基礎体温測定・超音波検査
- ・頸管因子検査（頸管粘液検査、フーナー検査等）
- ・卵管疎通性検査（卵管通気・通水法、子宮管造影等）
- ・クラミジア抗体検査あるいは核酸増幅検査
- ・内分泌検査（ホルモン値等測定）
- ・精液検査等
- ・その他

《参考：不育症検査の例》

- ・子宮形態検査（経膈超音波、子宮卵管造影、子宮鏡）
- ・内分泌検査（甲状腺機能、糖尿病検査）
- ・抗リン脂質抗体（抗カルジオリピンβ2 グルコプロテインI 複合体抗体、ループスアンチコアグラント、抗CLlgG抗体、抗CLlgM抗体、抗PElgG抗体、抗PElgM抗体）
- ・凝固因子検査（第Ⅻ因子活性、プロテインS活性又は抗原、プロテインC活性又は抗原、APTT）
- ・その他
- ・夫婦染色体検査